

PKO と国際動向

大国支配強化への「軍事的貢献」 ——カンボジア派兵は突破口

津田 達夫

カンボジアはアジア大陸の東南に突き出たインドシナ半島に位置する国の一つである。さきの国会でPKO協力法を強引に成立させた日本政府は現在、そのカンボジアへの派兵実現に全力をあげている。その企てに反対する全国規模の運動を組織すること——、日本の平和・民主勢力が当面している課題はこの問題である。

変質しはじめた PKO

PKO とは国連の名でおこなわれる「平和維持活動」のことである。だから、それはひとり日本国民にとってだけの問題ではない。PKO はこれまでも世界各地で展開されてきた。しかし最近のそれは、従来とは異なる新しい性格をもつものに変容し始めている。

その背景にはソ連覇権主義の支配が瓦解した結果、アメリカが世界ただ一つの超軍事大国として残ることになったという国際情勢の変化がある。アメリカはじめ資本主義大国が冷戦解消の機をとらえて、国連「平和維持活動」を「平和強制活動」に変質させようと画策しているからである。

そこに共通してみられる重大な特徴は、世界各地の国内紛争地帯、さらには将来紛争が発生すると大国が判断した場所に「予防的」に軍隊を派遣する、あるいは従来の PKO より重装備の軍隊を送りこむことによって「平和」の名によ

る大国支配をおしつけようという点にある。しかも、そうした変質の過程は現在すでに具体的な形をとってあらわれている。

それらはまた国際連合、特にその安全保障理事会をはじめ、最大の軍事同盟として残ることになった NATO(北大西洋条約機構)、CSCE(全欧安保協力会議)などの国際機構を大国支配のより強力な道具に仕立てあげようとする策動とも一体となったものである。

湾岸戦争後のイラク、民族的、宗教的対立が流血の紛争に発展している旧ユーゴスラビアではすでにそのきざしがあらわれてきた。カンボジアの場合もその例外ではない。

日本におけるカンボジア派兵反対のたたかいはその意味で、戦後つちかわれてきた平和運動の伝統をうけついで行動であるとともに、前述したような大国の策動に立ちむかう国際連帯行動の一翼をになうものでもある。

憲法改正の足がかり——藤尾発言

国民が当面している事態の重大性を示す支配勢力内部のことばをまず引用しておきたい。一つは自民党右派の有力者である藤尾正行議員(前文相)の発言であり、第二はアメリカ大統領ブッシュのことばである。

PKO 協力法の成立は「日本の戦後史のなかで非常に意義が深いことだ」とうけとめている藤

尾議員はつぎのように語っている。

「自衛隊が海外に出て行くことは、憲法条文を字義どおりに解釈すれば、いままではできなかったことだ」「しかし、PKO 協法力が成立したことによって、時の政府の決断いかんで自衛隊が海外に出かけて、PKO 情勢のなかで行動することが可能になった」(月刊『宝石』9月号)

ただし藤尾氏は今回のPKO協法力に無条件で賛成しているわけではない。彼によれば同法は「その場しのぎの法律であり、妥協の産物以外のなにものでもない」。なぜか——。法案再修正の段階で「PKF(平和維持軍)本体への自衛隊の部隊参加は凍結された」、凍結解除のさいは「国会の承認を必要とすることが義務づけられた」、加えて「参加五原則」までもちこまれているというのがその理由である。

「本来は、こんな厳しい前提条件をつけなくていいんだ」という藤尾議員は、さらにそのさきの問題にも言及している。

「憲法改正、自主憲法制定の足掛りをつかんだということを評価すべきなんだ。そういう意味で、このPKO協法力は、日本の戦後史上、まさに画期的な決断だった」

「他の問題地域」にも参加を——ブッシュ

もう一つはブッシュ米大統領のことばである。ことし7月6日からミュンヘンで第18回主要先進国首脳会議(サミット)が開かれた。その直前、まずワシントンにかけつけた日本の宮沢首相と会談したアメリカ大統領はつぎのように述べていた。

「国連平和維持活動協法力成立を歓迎する。日本は、カンボジアや他の問題地域での恒久平和達成に、積極的に参加できるだろう」(7月1日付、プレス・リマークス)

かれは日本の自衛隊がカンボジアに限らず「他の問題地域」にも派兵される道が開けたと「歓迎」したのである。

両者の発言には歴史的背景がある。これまでの40年あまり、「日本の軍隊」の海外派兵は、日本国民の頑強な反対に阻まれて実現できなかったという歴史である。

「太平洋における防衛のための地域的取決めが発展すれば、創設されるかもしれない日本防衛軍は、同地域の他の防衛軍と連携をもつことになるであります」

1951年9月、サンフランシスコで開かれた日本の講和会議の席上、アメリカ大統領トルーマンが述べたことばである。かれは「日本の軍隊は他国の軍隊とともに、日本を含む太平洋諸国の独立に対する脅威に相互保証を与えるであります」とも演説していた(外務省編『サンフランシスコ会議議事録』)。

実はトルーマン演説の当時、「日本の軍隊」の卵ともいうべき組織はすでに存在していた。前年の50年8月、日本占領軍総司令官マッカーサーの指令でつくられた警察予備隊がそれである。予備隊はその後、保安隊と改称され、54年7月に自衛隊となった。

トルーマンはそうした経過をたどった「日本の軍隊」がいずれ「太平洋諸国の独立に対する脅威」に立ち向かうために派兵されることを期待していたのである。今日流にいえば、それが日本の軍事的な「国際貢献」だというわけである。

しかし、その後の40年あまり、アメリカ大統領の期待が不発におわってきたことは歴史が証明している。その後の経過は割愛するが、アメリカと日本の支配者たちがねらった自衛隊の海外派兵はその都度、日本国民の反対によって不発におわってきた。

こんにち日本国民が当面している事態はこのような支配者の発言からも、その重大性を知ることができるが、それだけでは十分ではない。当面のカンボジア PKO 問題の背景には初めに述べたような国際的潮流——武力によって大国支配の「平和」をおしつけようとする企て——がある。自衛隊のカンボジア派兵はそうした国際環境のなかで強行されようとしている。

先鞭をつけたソ連の政策変更

国際舞台で世界の平和・民族自決の観点からみて、重大な変化が頭をもたげはじめたのは1987年以降のことである。その年「PKO 問題全体の包括的再検討」を託されていた国連・PKO 特別委員会に出席した旧ソ連政府代表はつぎのように述べていた。

「(国連) 安保理により設置された国連平和維持軍は、紛争の防止・平和の維持に関し重要な役割を果たしている。われわれは PKO がより広く、また積極的に活用される必要があると考えるに至った」(外務省編『国際連合第42回総会の事業』、傍点は筆者)

発言はソ連が PKO に対するそれまでの消極的態度を転換させたことを意味していた。当時、ソ連邦内部ではスターリン専制支配いらい蓄積されてきた矛盾がますます深刻となり、国外でもソ連共産党の覇権主義支配下におかれていた国々、とりわけ東欧諸国における民衆の反撃がうずまきはじめていた。東欧のソ連離反を象徴した「ベルリンの壁」撤去は、それから2年後、89年11月のことであった。

ソ連政府首脳部は当時すでに東欧における国内紛争や内戦の発生を予見していたのではないか。

国連 PKO 部隊が世界各地で創設されだしたのは、国連・特別委で表明されたソ連の政策転換

いらいのことである。その後の91年夏、ソ連共産党は解体され連邦国家としてのソ連も消滅してしまった。その結果、アメリカは世界でただ一つの軍事超大国として残ることになった。

アメリカも PKO を再認識

「米国の第1の戦略目標は、新たなライバルがふたたび台頭することを阻止することである」

92年3月8日、ニューヨーク・タイムズ紙が伝えた『国防計画指針』(内部文書)の一節である。『指針』は「世界秩序は米国が支える」「集团的行動ができなくなったときには独自でも行動する」とも述べていた。

おなじ3月、米下院外交委員会では「国連 PKO は米国の安全保障に役立つ」と国務次官補が語っていた。次官補の議会証言は多年の「ライバル」であったソ連が解体したあとの世界で、アメリカもまた PKO を重視するようになったことを示していた。PKO は「米国の安全保証」つまりアメリカ世界戦略の一手段として利用できるという認識である。

始まった変質過程

「平和維持活動」の名でよばれてきた国連の行動が、大国主導の武力発動にささえられた「平和強制活動」に変質するようになった過程は、前述したような動きと同時並行の形ですすみはじめた。

それまで PKO が3つの前提条件、原則を守ろうとしてきたことは国連の公式文書が示している。第一は PKO 開始に先立って、域内の紛争や軍事衝突(国家間の戦争ではない)の当事者間で停戦(傍点は筆者)ないし平和的話し合いが合意されているという条件である。第二は当事者が PKO 受け入れに同意していること、第三は

PKO の担い手が当事者双方から中立の立場にあるという前提条件である。

国連が主権国家の連合組織である以上、それらの条件は民族自決の観点からも国連として守るべき基準であった。

しかし、ここ一兩年のあいだにつくられた PKO の実態はこのような三原則から逸脱したものとなってきた。

湾岸戦争後につくられた国連イラク・クウェート監視団はイラクの同意がないまま派遣されたものであり、国連保護軍が派遣された旧ユーゴスラビアでは停戦が合意された直後に戦闘が再開されている。

カンボジアの場合も同様である。パリで停戦が合意されたあと、長年中国と、更に日本政府にも支援されてきたポル・ポト派はプノンペン政府軍や地域住民に対する攻撃をくり返しており、政府軍が反撃するという事態が生まれている。PKO に従事している国連カンボジア暫定統治機構 (UNTAC) は、そこに居すわっているのである。

そうした事態を前にして、さる 7 月 14 日には国連ガリ事務総長はカンボジア現地の事態がそのまま続くなら「結局は和平プロセス全体を危くしかねない」と警告した (特別報告・第 2 次)。報告はポル・ポト派が「いまだに (パリ) 協定にしたがっておらず、同派軍隊の宿営 (=武装解除) をいっさい拒否している」「和平協定そのものに異論を唱えている」とも指摘していた。

2 つの現地報告、いずれをとるか

しかし日本国民を驚かせたのは、その翌日発表されたもう一つの報告書の内容であった。『カンボジア国際平和協力調査団』と名のつた日本政府調査団が、パリ協定の「枠組は引き続き維持されている」とつぎのように述べていたの

である。

「現状では、カンボジアの一派がパリ包括和平協定の義務を履行していないなど懸念材料も存在するが、いずれの派もパリ包括和平協定そのものに異議を唱えているわけではなく、その枠組は引き続き維持 (されている)」

おなじ地域の状況について前後して発表された二つの報告の間には明らかに違いがある。では、いずれの報告が現地の事態を正確に反映したものだったのか。

日本政府調査団が派遣された当時とその後の事態の推移とてらしあわせると、政府調査団報告の内容は官僚特有の作文、言い回わしの一例でしかなかった。だが非難されるべきは政府の高級官僚だけではない。

日本政府を代表する宮沢首相自身も 8 月 9 日、PKO 協力法の発動、自衛隊派兵は「(法律の) 要件としてはそろっている」と語っていた (長崎の記者会見)。その首相が参院選当時「戦争はもう終わっている」とふれ回っていたことは記憶に新しい。

かれのいう「要件」うんぬんは PKO 協力法にいう「五原則」、とりわけ前述した国連の三原則にてらしてみても同法を発動できる法律的「要件」がそなわっているという意味なのであろう。

だが、カンボジア国内の情勢ははたしてそのとおりなのかどうか。そこではポル・ポト派が「和平協定そのものに異論を唱えている」(前出ガリ報告) と非難された状態がこんにちなお続いていることを伝えるニュースがあとを断たない。たとえば――、

7 月 14 日、つまり日本政府調査団の報告が発表される 1 日前のことである。UNTAC (国連暫定統治機構) の発表によると、ポト派はカンボジア北部の 2 カ所でプノンペン政府の省知事邸や病院、国連軍事オブザーバーの住居をねら

った砲撃をおこなったほか、ゲリラ250人が村落を襲撃していた。付近にはパキスタンから派兵されたPKF（平和維持軍）があり、「砲撃は国連軍を危険な状態に置いた」という。

7月23日、プノンペンで開かれたカンボジア最高国民評議会の席上、UNTACの明石国連事務総長特別代表は国連安保理が21日に採択したポト派の非協力姿勢を非難した決議を伝えた。しかし、ポト派の「キュー・サムファン議長は武装・動員解除の拒否の立場を変えなかった」「議長は『プノンペン政府解体』の要求を繰り返した」（「朝日新聞」7月24日付）という。他方、プノンペン政府のファン・セン首相は評議会のあと記者団に、「（ポト派が）和平プロセスに戻ってくるとは思わない。彼らは決して大量虐殺政策を放棄しない」（前同）と激しく非難した。

8月5日、最高国民評議会で選挙法案を提案した明石代表は、ポト派の異議申し立てをおしきって特別代表としての権限を行使し法案を可決した。また、この日出席したバーンズ英国大使は国連安保理の5常任理事国とインドネシア、日本などを代表して「（ポト派の）政治的正当性と将来は和平プロセスに全面的かつ速かに参加するかどうかにかかっている」（「朝日新聞」6日付）と警告した。しかしポト派議長は会合後、記者団に「我々は（選挙法に）同意していない」、理由は「1979年以来、『ベトナム化』のために定住者が送りこまれている。ベトナム人が選挙に参加することを避けなければならない」と語っていた。

同日。最高国民評議会に出席した国連当局者によると明石代表は席上「UNTACは、近い将来、民主カンボジア（ポル・ポト派）の支配地域に、文民警察と軍隊を派遣する権利がある」と述べたという（「赤旗」8月7日付）。これは「集結、武装解除など停戦第2段階を拒

否、UNTAC要員の自派支配地域への立ち入り、自由な移動を許していないポル・ポト派にたいし軍事・警察要員の強制的な配備がありうることを宣言した」（同前）ものだという。

8月11日、UNTACのヘリが銃撃され、フランス人無線操縦士が負傷、野戦病院に収容された。

8月12日、プノンペン市最大の市場に手投げ弾（ソ連製）が投げこまれ10人が負傷、うちひとり病院に運ばれる途中死亡した（「赤旗」8月13日付）。

以上、カンボジア現地の状況を伝えた報道のごく一部だけを紹介した。

「憲法違反というなら何時間でも」（宮沢）

ではその間、日本ではどのような動きがあったのか――。

7月の参院選をはさんで日本では「戦争はもう終わっている」式の宣伝や派兵をシャニムニ実現させようとする動きが続けられた一方、派兵に反対する根強い運動も展開されたことを改めて書く必要はない。だが、ここでは一つだけ、日本で自衛隊のカンボジア派兵を論ずる場合に避けて通るわけにはゆかない問題について述べておきたい。

自衛隊とその海外派兵、それと憲法の関係についてである。PKO協力法を評価するのはそれが「憲法改正、自主憲法制定の足掛り」になるからだという藤尾見解については初めに紹介した。では、おなじ自民党に属する宮沢首相の場合はどうか。

選挙を間近に控えた7月14日、国連事務総長報告が発表されたおなじ日に宮沢首相は日本記者クラブの会見に出席していた。席上、首相は自分からはPKO問題にふれようとはしなかったが、質問されてこう答えていた。

「国連平和協力法（＝PKO 協力法）は国会で信任されている。（とはいえ）参院選の結果が信任云々とは思っていない」「憲法違反というなら何時間でも議論する用意がある」（記者クラブ会報、8月10日付）

その選挙が終ると首相が前言をひるがえしてPKO法は選挙で信任されたと言いだしたことは周知のことだが、ここでは憲法との関係に論点をしぼる。

宮沢氏は昔からの保守党議員である。大蔵官僚から故池田勇人首相の秘書官に転じて以来、議員としても日米政府間の重要会談に数多く立ちあつてきた党内有数の「親米派」である。その宮沢氏はこんにちの自衛隊がつくられることになったそもそもの初めから、アメリカが日本「再軍備」に関連してどう考えていたかを知らないはずはないと筆者はみる。

問題の端緒は日本で警察予備隊が発足した1950年8月より、2年あまり前にさかのぼる。

「警察隊を超える高度な水準の日本軍事機構の創設は違憲であると憲法解釈をすることが、唯一合理的であり、また長期的にみて日本人民との関係で米国を最良の政治的地位におくことになる」

アメリカでは1948年2月23日、国防長官が「日本と西ドイツの限定的再軍備」について検討することを命じた極秘の覚書を陸軍長官に渡していた。上はその指令をうけたアメリカ統合参謀本部が翌49年2月28日に採択した計画文書の一節であり、アメリカ國務省の『対外関係』文書集に収録されている。計画文書にはつぎのような指摘もある。

「（日本の）軍隊を合法化するためには、第9章・96条に規定されているように、国会の発議と国民投票とによる新憲法の改正が要求されることになろう。法律の形式上は、憲法

は防衛的軍隊を禁止するものではないということが論議されるだろう。しかしながら憲法の前文ならびに今日まで発せられた占領諸命令は、憲法の意図が無条件に戦争を放棄し、軍隊を禁止し、平和を愛する諸国民の信義に日本の安全を托することにあることを明らかにしている」

その後アメリカ政府がくり返し日本側に憲法改正を要求してきたこと、それをうけて日本でも自民党や一部の人たちが憲法「改正」に力をいれたこと、さらにそれが国民の反対で実現できなかったために「解釈改憲」ということで当座をごまかしてきたことは周知の事実である。逆にいえば、それらはいずれも「高度な水準の日本の軍事機構」は「違憲」だというアメリカ側の憲法認識の正しさを証明するものでしかない。

宮沢首相はこんにち、自衛隊やその海外派兵を「憲法違反というなら何時間でも……」と息まいてみせたが、かれがその「合憲」論を全面的に展開した記録を筆者はいまもちあわせていない。自衛隊違憲論は残念ながら、現在なお否定されてはいないのである。

派兵は日米共同作戦の一環

国民にとって、当面のカンボジア派兵問題がもつ重大な意味は、まだほかにもある。

「我々はまず、先に決定した国連平和維持活動への参加の実績を積み上げ、国連の国際安全保障システムの強化に寄与しなければならない」

自民党・小沢調査会が8月10日に発表した文書の一節である。それは調査会が今年9月に予定している党総裁宛「提言」の「要旨」をまとめたものとされており、カンボジア派兵は日本が今後「国際貢献」をすすめる上での第一歩

でしかないとの主張でもある。

そしておなじ8月、こんどはアメリカからも重要な報告書が明らかにされた。『1993年の日米関係』と題したジョンズ・ホプキンス大学ライシャワー東アジア研究センターがまとめたものである。

報告書は本年1月ブッシュ米大統領来日の際、発表された「東京宣言」と両国間の「グローバル・パートナーシップ(地球規模での協力関係)」の確認が「将来の日米関係を築いていくうえで最も重要な合意の一つ」だとして次のように述べていた(「赤旗」8月24日付)。

「(日本の)国連平和維持活動は、より大きな日米安全保障条約への発展に向けて、非常に前向きで創造的な機会を与えている」

それだけではない。報告書はカンボジアに派兵された自衛隊が「米軍によって遂行されるであろう兵たんおよび技術における支援を必要とすることになるだろう」とも指摘していた。いいかえれば今回の自衛隊派兵は日米共同作戦の実施第1号になるという受けとめ方である。

自民党とその政府はPKO協力法の強行成立に先立って、自衛隊は国連の指揮(政府によれば「指揮図」)下に入るが、日本にも「指揮権」があると軍事的にはあり得ない主張をくり返していた。だが、その問題にはもう一つ裏があった。

カンボジアで国連の指揮下に入る自衛隊は同時に兵たん、技術面では米軍の支援をうける部隊でもあったのである。

大国が平和を「強制」

アメリカ大統領が宮沢首相に自衛隊をいずれ「他の問題地域」にも派兵するよう要求したことは前に一言した。それは日本の国民をどのような問題にまきこむことを意味するものなのか——。そのことを象徴的な形で示したのが8月

13日に国連・安保理が採択した対ボスニア・ヘルツェゴビナ決議であったといえる。

ここで論じたいことは自衛隊カンボジア派兵の場合も含めて、国連によるPKO(=平和維持活動)とは現在、世界の平和と諸民族の自決にとって、どのような意味をもつことなのかという問題である。

最近の一連の動きが示している意味は2つある。

第一は、ソ連とその覇権主義支配の崩壊という新しい国際情勢のもとで、資本主義世界の大国が相互の利害対立に基因する思惑を内部にひめながらも『世界の再分割支配』をめざす行動にのりだしたという問題である。

従来の国連PKOが宙に浮いた形となり、大国主導の武力行使をふりかざした「平和強制活動」に変質してきた過程は、大国によるこのような対外戦略の新展開にともなって派生した問題の一つにすぎない。ボスニアの場合についていえば、その首都であるサラエボには以前から「国連・保護軍」と名づけられたPKOの本部があり、各地にPKF(平和維持軍)が配置されていた。

しかし今回、国連・安保理による決議が採択されるに至るまでの動きは、ボスニアに派遣されているPKOにかわる「他の措置」が必要だという大国間の意思統一をはかるためのものであった。

その最初の舞台となったのが、7月上旬に開かれたミュンヘン・サミットであった。そこではまずガリ国連事務総長がことし6月8日、従来のPKFよりも「重装備」の「予防的平和維持軍」が必要だとした提案は「価値ある貢献」であると確認されている。その上でサミットは「旧ユーゴスラビアに関する宣言」のなかで「軍事的手段を排除しない他の措置を検討する」ことで意見が一致したことを明らかにした。サミッ

トに出席した宮沢首相は、それらのいずれについても賛成していたのである。

しかし、国連・安保理決議をめざす大国間の合意形成がはかられた舞台はサミットの場合だけではなかった。その直前に開かれた英仏独など9カ国の西欧同盟 (WEU) 外相・国防相会議 (6月19日)、全欧安保協力会議 (CSCE) 首脳会議 (7月9日)、NATO 加盟16カ国の高官会議 (8月6日) でも、同様な意思確認と具体策の検討がすすめられてきたのである。

とりわけ、それら一連の動きのなかでブッシュ米大統領がおこなった提案はPKOの今後のあり方をみる上で重要なものであった。CSCE 首脳会議に出席したかれはCSCE 強化の一環として、NATO を中心とした欧州・大西洋地域における「新しい平和維持軍」の創設を提唱していた。

国連・安保理の決議は大国がそうした意見交換をつみ上げてきた上で、国連全加盟国 (92年8月現在178国) におしつけてきたものである。

第二の問題点は、カンボジア、ボスニア・ヘルツェゴビナの場合を含めて、最近世界で多発している紛争は国連憲章が想定している国家間の戦争ではないという問題である。それらはいずれもそれぞれの地域、国境内でおこっている内戦ないし地域紛争とみるべきものである。とりわけ前記2地域の場合、紛争の背景には長年にわたる外国支配と抑圧が民族的、宗教的反目を増幅させてきたという複雑な事情がうずまいている。しかも、そこでは最近の国内における政治的抗争やヘゲモニー争いに加えて、国民生活の困難増大といった事情が紛争を激化させる一因として作用しているのである。

大国間にみられる最近の動きは、そうした地域の住民間の紛争に武力行使を前提とした圧力をかけることで、大国の望む「平和」をつくり

あげようとする企てにはかならない。それによって強制された「平和」が紛争の根本にある原因をとり除き、域内住民間の真の平和と共存をうみだすものとならないことは明白である。それはアメリカはじめ資本主義大国の新しい共同支配戦略の一環以外のものではあり得ないし、内戦を国際化させる危険さはらんでいるといえる。

緊迫した局面を迎えている自衛隊カンボジア派兵の問題はそれ自体、国民が戦後史の重大な岐路に直面していることを示すものである。同時にそれは大国による世界支配の国際的再編成が進行しているなかで、その一環としての重大な意味をもつ問題でもある。

(会員・ジャーナリスト)

